## 1 箇月の拘束時間の延長に関する協定書(例) (隔日勤務のタクシー運転者)

○○タクシー株式会社代表取締役○○○と○○タクシー労働組合執行委員長○○○○(○○タクシー株式会社労働者代表○○○)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第2項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者とする。
- 2 地域的事情その他の特別の事情がある場合、1箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。 各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
270	262	265	265	262	262	262	262	267	270	262	267
時間	時間	時間	時間	時間	時間						

- 3 本協定の有効期間は、○年4月1日から○年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要が生じた場合には、14 日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

○年○月○日

以上

○○タクシー労働組合執行委員長 ○○○○ 印

(○○タクシー株式会社労働者代表 ○○○○ 印)

○○タクシー株式会社代表取締役 ○○○○ 印

## 1箇月の拘束時間の延長に関する協定書(例) (車庫待ち等の日勤勤務のタクシー運転者)

○○タクシー株式会社代表取締役○○○と○○タクシー労働組合執行委員長○○○○(○○タクシー株式会社労働者代表○○○)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第1項第1号ただし書の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、日勤勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所(又は○○駅)において待機する就労形態のものとする。
- 2 1箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月
300	288	295	288	295	288	288	295	295	300	288	295
時間	時間	時間	時間	時間	時間						

3 本協定の有効期間は、○年4月1日から○年3月31日までとする。

○年○月○日

以上

○○タクシー労働組合執行委員長 ○○○○ 印

(○○タクシー株式会社労働者代表 ○○○○ 印)

○○タクシー株式会社代表取締役 ○○○○ 印

## 1箇月及び2暦日の拘束時間の延長に関する協定書(例) (車庫待ち等の隔日務勤のタクシー運転者)

○○タクシー株式会社代表取締役○○○と○○タクシー労働組合執行委員長○○○○(○○タクシー株式会社労働者代表○○○)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第2項第3号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所(又は○○駅)において待機する就労形態のものとする。
- 2 1箇月の拘束時間は下の表のとおりとする。なお、各月の起算日は1日とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
270	262	268	262	268	262	262	268	268	270	262	268
時間	時間	時間	時間	時間	時間						

- 3 2暦日の拘束時間に関し、22時間を超える回数及び2回の隔日勤務を平均し隔日勤務1回当たり21時間を超える回数の合計は、1箇月について5回以内とする。また、夜間4時間以上の仮眠を与えることとする。
- 4 上記3を満たす場合において、2暦日の拘束時間を24時間まで延長するものとする。 また、この場合において、1箇月の拘束時間は、下の表のとおり、上記2の表の各月に10時間を加えた時間とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
280	272	278	272	278	272	272	278	278	280	272	278
時間	時間	時間	時間	時間	時間						

5 本協定の有効期間は、○年4月1日から○年3月31日までとする。

○年○月○日

以上

○○タクシー労働組合執行委員長 ○○○○ 印 (○○タクシー株式会社労働者代表 ○○○○ 印)

○○タクシー株式会社代表取締役 ○○○○ 印